



平成 25 年 2 月 22 日

自由民主党・障害者特別委員会提出資料

精神保健医療福祉の見直しについて

NPO法人 全国精神障害者地域生活支援協議会 [あみ]

I 精神科医療の将来の方向性

- 指針には、精神病床の削減方針について定めるべきである。なお、病床数については国際的な水準を目標として策定することが必要である。

【参考】人口万対精神病床数（H22.12.2 社会保障審議会医療部会資料より）

アメリカ：7.7、イギリス：5.8、イタリア：4.6、ドイツ：7.5、日本：28.4

II 保護者制度の廃止

- 保護者の義務に関する規定を全て廃止することに賛成である。

III 医療保護入院の見直し

1. 入院手続き等

- 医療保護入院において、「家族等のうちいずれかの者」の同意を要件とするこ
とには反対である。

インフォームドコンセントの重要性や権利擁護等の観点で行うべきは、医療保護入院の手続きの厳正化（複数の指定医による診断の導入、精神保健福祉士の役割の強化、保健所等の地域機関との連携強化等）である。



2. 早期の退院に向けた取組

(1) 病院の取り組み

- 病院の取組として、退院を支援する職員を選任すること、推定入院期間や治療方針、退院に向けた取組を明文化することを義務付けることについては賛成である。
- 「医療保護入院委員会」と想定されているものについては、医療保護入院者に加え長期入院となっている任意入院者も対象に加えて審査を行うべきである。また、その構成員には地域の相談支援関係者等の参画を必須とすべきである。なおその際、名称には「退院促進委員会」等が考えられるのではないか。

(2) 地域の支援

- 病院管理者は、本人や家族等に対して、地域の相談支援事業者についての情報提供を行うことを義務付けるべきである。

(3) 精神医療審査会の取組

- 精神医療審査会における審査は、退院支援の観点を軸としたものに転換すべきである。そのためには、精神保健福祉士等の精神保健福祉に関する専門家の参加が必須である。

IV その他

- 本年4月より施行される障害者総合支援法の見直し時期に合わせ、精神保健福祉法についても3年後に総合的な見直しを行うことを定めるべきである。
- また、医療と福祉が混在している現行の精神保健福祉法について、今後はそれらを切り分けた法体系へ変更すべきではないか。特に、医療に関する内容については医療法に包括し、精神科医療を特殊な扱いとすることをやめるべきではないか。

